

1 令和3年第4回稲城市農業委員会総会を招集する。

2日 時 令和3年4月9日(金)
開議 午後2時30分
閉議 午後3時20分

3会 場 振興プラザ 大会議室

4出席委員

1番 松本 信之	2番 塩野 清隆	3番 馬場 実
4番 伊勢川 岩根	5番 佐脇 博吏	6番 鈴木 明弘
7番 高野 進	8番 小池 喜一郎	9番 大塚 謙一
10番 中山 賢二	11番 高橋 昌司	12番 笹久保 橋寿

5欠席委員

6事務局

局長 関口 美 鈴
係長 松村 孝 幸
書記 原島 啓 太

7議題

- (1) 会議録署名委員の選出
- (2) 第5号議案 令和3年度農業委員会活動指針について
- (3) 第6号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 第7号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について
- (5) 第8号議案 特定農地貸付け承認申請について
- (6) 第9号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (7) 第10号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (8) 第11号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について
- (9) 第12号報告 証明書の発行について

議 長 本日は、全員出席です。従いまして農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。なお、会期については本日1日とします。ただいまより、令和3年第4回稲城市農業委員会総会を開会します。それでは日程1、会議録署名委員の選出について議題といたします。これにつきましては議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、11番 高橋 昌司 君、12番 笹久保 橋寿 君を指名いたします。次に日程2、第5号議案 令和3年度農業委員会活動指針について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する)

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。ご意見ある方？いませんか？

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。第5号議案 令和3年度農業委員会活動指針について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第5号議案については承認されました。次に日程3、第6号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について議題といたします。事務局説明願います。

事務局

(議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号 357 号については、令和 3 年 3 月 25 日に地元委員の大塚委員と現地確認をおこなっております。

議長

それでは受付番号 357 号について大塚委員より説明願います。

大塚委員

9 番委員の大塚です。受付番号 357 号については令和 3 年 3 月 25 日に事務局と現地確認を行った結果、適格者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議長

事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

佐脇委員

きちんとされている確認が取れましたのでいい事かと思います。資料にあります栗は販売されているのでしょうか？

事務局

現地確認時にお伺いした話では、栗の木の近くにありますがサッカークラブの方に分けたりしているというお話で、販売はされていないようです。

議長

他に質疑がありませんので、打ち切ります。第 6 号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第 6 号議案については承認されました。次に日程 4、第 7 号議案 生産緑地法第 10 条の規定に基づく主たる従事者証明について議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号 181 号については、令和 3 年 3 月 26 日に地元委員の伊勢川委員と現地確認をおこなっております。

議 長 それでは受付番号 181 号について伊勢川委員より説明願います。

伊勢川委員 4 番委員の伊勢川です。受付番号 181 号については令和 3 年 3 月 26 日に事務局と現地確認を行った結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

佐脇委員 15 ページの写真ですが、どこまでが今回の範囲なのでしょう？

伊勢川委員 今回出ている箇所は田んぼになります。写真では奥の木が生えているところの手前までになります。

佐脇委員 分かりました。ありがとうございます。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。第 7 号議案 生産緑地法第 10 条の規定に基づく主たる従事者証明についてについて、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第7号議案については承認されました。次に日程5、第8号議案 特定農地貸付け承認申請について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

佐脇委員 この場所は大丸用水沿いで散策ルートになるようないい場所です。市民農園となってそれぞれの方が利用するのを楽しみにしています。申請において園主が40日以上携わるとなっていますが、何か報告とかはあるんですか？

事 務 局 はい、この場所は納税猶予を受けている土地になりますので、市民農園として貸すだけで、ご自身が何もやらないという訳にはいかない土地です。主たる従事者証明もだすことが出来なくなってしまうので、年間どういった作業で従事したか報告はもらうことにしております。

議 長 他に質疑がありませんので、打ち切ります。第8号議案 特定農地貸付け承認申請について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第8号議案については承認されました。次に日程6、第9号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程7、第10号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。いらっしゃいますか？

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程8、第11号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について議題といたします。ここで、稲城市農業委員会会議規則第10条の規定により委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することは出来ないとあります。今回の案件に笹久保委員の案件がありますので、稲城市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、12番 笹久保委員が一旦退席します。暫時休憩といたします。

議 長 (笹久保委員が退席) 再開します。事務局報告願います。

事務局 (議案書をもとに朗読する。) ※順番が前後しますが、Aさんの案件を先に説明します。

議長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議長 質疑がありませんので、打ち切ります。笹久保委員が席に戻りますので暫時休憩といたします。(笹久保委員が着席)

議長 再開します。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに朗読する。) ※3件中2件

議長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程9、第12号報告 証明書の発行について議題といたします。事務局報告願います。

事務局 (議案書をもとに朗読する。)

議長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。以上で、本日の全日程が終了しましたので、令和3年第4回稲城市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時20分閉会)